

実務研究

日本税務会計学会
平成28年7月 月次研究会



中村 琢也〔玉川〕

所得税の必要経費について —最近の裁判例、裁決例の検討を中心にして—

I. はじめに

弁護士事務所等の一般の業務に直接的には関係がない弁護士会等の役員として職務に就いて支出した費用が必要経費になるか争われた平成24年9月19日の東京高裁判決の判断(以下「弁護士裁判」という)は大変注目され、最高裁において上告受理(平成26年1月17日)により確定した。納税者側は、法令解釈が必要経費の控除を認められるために「直接の関係」を要し

II. 必要経費の考え方

1. 所得税法上の必要経費の意義と判断基準
包括的所得概念には、消費生活上の費用以外で純資産を減少させる要素である必要経費を控除するということが、所得計算上組み込まれており、そのことによって、投下資本の回収部分に課税しないこととされている。

具体的な必要経費は所得税法第37条に規定されており、その内容は原則として「総収入金額を得るため直接に要した費用」と「所得を生ずべき業務について生じた費用」の2つの費用であるとして、その規定ぶりに必要経費の側面を表現していると考えられる。

所得税法第37条が必要経費の実体的な規定になっているといっても、必要経費となるもの、ならないものをどのように区分すればよ

で全く変更されていない。
2. 家事費・家事関連費
所得税法第45条1項と同法施行令第96条に個人の消費支出である家事費や家事関連費の必要経費不算入の規定があり、この規定のフイルターを通ったものが必

III. 弁護士裁判の法令解釈

一般対応の必要経費について2つの裁判例の法令解釈を比較して、弁護士裁判の法令解釈の違いを確認する。
1. 広島地判(平成13年10月11日)
ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な費用でなければならぬ

2. 弁護士裁判(東京高判平成24年9月19日)
事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの本旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにあると解される。個人事業主は、中略、所得の処分としての私的な消費活動も行っているのであるから、事業所得の金額の計算に当たっては、事業上の必要経費と所得の処分である家事費とを明確に区分する必要はない。そして、所得税法第37条1項は、上記のとおり、一般対応の必要経費について「所得を生ずべき業務について生じた費用」と規定している。また、同法第45条1項は、家事上の経費及びこれに関連する経費で政令に定めるものは必要経費に算入しない旨を定めているところ、同条項を受けた所得税法施行令第96条1号は、家事関連費のうち必要経費に算入すること

の収入に関連性が要求されるわけではない。上記のような必要経費控除の趣旨からすれば、販売費や一般管理費のような一般対応の費用については、業務との関連性を緩和し、単に業務と関連しないし付随した支出を必要経費として認め、これを控除の対象とするのは

要経費となるので、家事費、家事関連費と必要経費とは裏腹の関係にある。特に家事関連費の場合は、主たる部分が業務の遂行上必要で、かつ、明確に区分できなくてはならないとされている(法令96(1))。

IV. 最近の裁決例

必要経費の意義、範囲に関する最近の裁決例のうち2つのものを取り上げる。
1. ロータークラブの会費等(裁決平成26年3月6日)
司法書士がロータリークラブの会員として支払った入会金と会費が事業所得の必要経費に算入できるか争った事案である。特徴は、審査請求人である納税者側が、弁護士裁判を引用しながら、ロータリークラブの活動が社会通念に照らし、客観的にみて所得を生ずるのに必要な活動であるから必要経費であると主張したことである。しかし、裁決の判断はかかる支出の必要経費への算入を否定した。

法令解釈は、「当該支出が所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られる」と解するのが相当である」と従来通りである。
あてはめは、ロータリークラブの会員としての活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は司法書士の業務と直接関係するものではないから、例や親睦会の活動も司法書士の業務の遂行上必要なものでないと判断された。ま

念に従って客観的に行われべきである。
(傍線筆者、仙台地裁の引用と修正部分を含めて表示)
所得税法第37条1項の「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」という「業務について」との解釈については、広島地判は「直接に関連する」としたの限定して解する」としたのに対し、弁護士裁判は必要経費の控除の趣旨や法令の文言から直接の関係は必要ないとしながら、その判断は事業の個別具体的な諸事情に即してすべきとした。

全部取り消しとして請求人の請求を認めている。
法令解釈は、「ある支出が所得税法第37条1項に規定する「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当する」というためには、客観的にみて当該支出が所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られると解するのが相当である。」とやはり従来通りである。

V. おわりに

1. 必要経費の法令解釈
弁護士裁判の高裁判決は、従来の「所得を生ずべき業務と直接関係し」という解釈を修正し「所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」としたが、その後の裁決例において法令解釈の変更は見られず、租税法の書籍においても変更がなされていないことが、上記の検討から明らかとなった。
2. 作曲家としての音楽活動に係るカウンセリングサービス(裁決平成27年6月17日)
作曲家としての音楽活動に係るカウンセリングサービスが、創作活動等に関する諸問題の相談に対して具体的な解決策を指導・助言することを内容とするサービスであるとして、請求人が、それについて支払った費用(支払手数料)を必要経費に算入したところ、その費用は請求人の心理的なカウンセリングであるから必要経費に算入できないと

た事例に、家事関連費で客観的に明確に区分されていないことを理由として全額否認されたものが多くあった。例えば、専用住宅のリビング等をときどき事業用として使用している事業や、コンサルティング委託料及び会計事務所委託料に契約して支払ったこと、必要経費部分と家事費と明確に区分することは実務上、納税者にとって大きな壁となっている。
資本主義経済社会では投下資本の回収部分には課税をしないということからすれば、家事関連費には投下資本の回収部分が含まれており、明確に区分出来ないことを理由に家事関連費の必要経費控除を否定すれば、抽象的には投下資本の回収部分に課税するという矛盾を生じてしまう。この矛盾の解決策として、実務上計算が容易な家事関連費の按分のルールを作るといった案があってもよいのではないかと考える。

2. 家事関連費について
紙面の都合で載せなかった